

役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 未生会

令和3年9月25日 施行

社会福祉法人 未生会
役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人未生会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは評議員、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、評議員会、理事会及び監事監査に出席する場合に日額 10,000 円の費用を弁償する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定と方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、月額 1,000,000 円を上限とする。
なお、当法人を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて月額 500,000 円を上限として報酬を支給するものとする。
- (2) 賞与については、年間に(職員給与+報酬月額)×3ヶ月分を上限とする。
- (3) 退職手当については、(職員給与+最終報酬月額)×在任年数×1.5(支給率)とする。
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第10条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める<旅費規程>に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、「職員給与規程第19条」に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月10日から施行する。

この規程は、平成30年 6月11日から施行する。

この規程は、令和 3年 9月25日から施行する。